

# 株式会社東京建築検査機構 耐震診断・耐震改修等評定業務規程

## 第1章 総則

### (評定業務内容)

第1条 株式会社東京建築検査機構(以下「T.B.T.C.」という。)は、次の1から3に掲げる建築物の地震に対する安全性を評価した耐震診断・耐震改修等(以下「耐震診断等」という。)の計画について、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「建築基準法」という。)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。)に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針(平成7年建設省告示第2089号、以下「指針」という。)及び指針と同等以上であると国土交通省が認めた耐震診断基準等に適合するか否かについて評定を行うものである。

- 1 建築基準法に基づく、増築に係る既存不適格建築物の耐震診断等
- 2 耐震改修促進法の認定に係る既存建築物の耐震診断等
- 3 1および2以外の既存建築物の耐震診断等

### (耐震診断・耐震改修等評定業務を行う時間及び休日)

第2条 耐震診断・耐震改修等評定業務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時半までとする。

2 第1項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日。

3 第1項の耐震診断・耐震改修等評定業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にT.B.T.C.と申込者との間において耐震診断・耐震改修等評定業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

### (事務所の所在地及びその業務区域)

第3条 耐震診断・耐震改修等評定業務の事務所の所在地は、東京都中央区東日本橋1丁目1番4号とし、その業務区域は、日本全国とする。

2 T.B.T.C.の代表者、担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工を行う住宅に係る評定業務は行わない。

## 第2章 評定の実施方法等

### (対象とする建築物)

第4条 評定の対象とする建築物は、現に存在する建築物で次の各号に該当する建築物以外の建築物とする。これら各号の建築物は、建築基準法又は耐震改修促進法に基づく国土交通大臣の認定を取得する必要があるため、別途取り扱うものとする。

- (1) 建築基準法第20条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた超高層建築物その他の建築物

注) 超高層建築物(高さが60メートルを超える建築物)その他の建築物で、告示で定められた構造計算方法に

よって構造耐力上安全であることを確かめられたものとして大臣が認めた構造方法であることを証する書面の交付を受けているものをいう。

- (2) 旧建基法第 38 条の規定に基づき、構造計算、建築材料及び構造方法について、建設大臣の個別認定を受けた建築物で、高さが 60 メートルを超える建築物

注) 旧建基法第 38 条の認定は、その構造方法等について、認定の申込者以外の者が用いることができるものとして取得する「一般認定」と個々の建築物ごとに取得する「個別認定」がある。このうち、個別認定を受けた建築物で高さが 60 メートルを超えるものを本評価の対象外とする。

- (3) 耐震改修に伴い建基法第 37 条第二号の規定に基づき、新たに国土交通大臣の認定を必要とする建築材料を用いる建築物

注) 特殊な建築材料を用いた建築物で、その建築材料が国土交通大臣が定める技術的基準に適合することについて大臣認定を新たに取得する必要があるものをいう。

- 2 構造種別は、原則として、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及びこれらの構造を組み合わせた構造とする。

### (評価の区分)

第 5 条 評価の区分は、次の各号に定めるところによる。

- 1 建築基準法に基づく、増築に係る既存不適格建築物の耐震診断等
- 2 耐震改修促進法の認定に係る既存建築物の耐震診断等
  - (1) 耐震改修促進法第 5 条の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申込みに係る建築物の現状の耐震診断及び補強計画による耐震改修についての評価(以下「耐震診断・改修評価」という。)
  - (2) 耐震改修促進法第 5 条の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申込みに係る建築物の補強計画による耐震改修についての評価(以下「耐震改修評価」という。)
  - (3) 建築物の現状の耐震診断についての評価(以下「耐震診断評価」という。)
  - (4) 前各号以外の建築物の耐震性に係わる技術的事項に関する評価
- 3 1 および 2 以外の既存建築物の耐震診断等

### (評価に適用する基準)

第 6 条 評価にあたって、申込まれた耐震診断・改修計画の適否の判定を行うために適用する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 耐震改修促進法に基づく「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針(平成 7 年建設省告示第 2089 号。以下「指針」という。)」
- 2 国土交通省が上記 1 の指針と同等以上であるとして指定した(財)日本建築防災協会等の耐震診断基準・耐震改修設計指針及びその他の基準

## 第 3 章 評価手続等

### (評価の申込み)

第 7 条 評価を受けようとする者は、別に定める「既存建築物の耐震診断・耐震改修評価事業等申込みのてびき」に基づき申込みものとする。

### (耐震診断・耐震改修等評価委員会の設置等)

第 8 条 評価を行うため T.B.T.C.に耐震診断・耐震改修等評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 T.B.T.C.は、第4の規定に基づく申込みに係わる案件について、委員会に諮問する。
- 3 委員会は、申込みに基づいて随時「本委員会」を開催する。
- 4 本委員会に先立ち、前記2項の案件に係わる調査を行うため、「小委員会」を、原則として一案件につき2回開催する。
- 5 小委員会は、前記2項の案件について、提出された資料に基づき調査を行う。
- 6 小委員会は、前項の調査の結果を本委員会に報告する。
- 7 本委員会は、前項の報告に基づき判定を行なう。
- 8 本委員会は、前項の判定結果を当社に答申する。
- 9 本委員会の運営に必要な事項を「耐震診断・耐震改修等評定委員会規程」に定める。

#### (評定書の交付)

第9条 T.B.T.C.は、第5条の結果を踏まえ、評定申込者に「評定書」を交付する。

#### (報告)

第10条 T.B.T.C.は、第3条2項の耐震診断・改修評定、耐震診断評定又は耐震改修評定の結果について、評定に係わる建築物の所管行政庁との協定に基づき、当該所管行政庁に報告するものとする。

### 第4章 耐震診断・耐震改修等評定に係る手数料

#### (耐震診断・耐震改修等評定手数料の収納)

- 第11条 T.B.T.C.は、耐震診断・耐震改修等評定の申込みを引受け契約を締結した時は、「耐震診断・耐震改修等評定手数料表」に定める手数料の請求書を申込者に対して発行する。
- 2 申込者は、耐震診断・耐震改修等評定に係る手数料を指定期日までに T.B.T.C.の指定する銀行へ振り込みにより納入する。ただし緊急を要する場合又は申込者の要望により T.B.T.C.が認める場合には、別の収納方法によることができる。
  - 3 前項の払い込みに要する費用は申込者の負担とする。

#### (耐震診断・耐震改修等評定手数料の返還)

第12条 収納した耐震診断・耐震改修等評定手数料は返還しない。ただし、T.B.T.C.の責に帰すべき事由により耐震診断・耐震改修等評定が実施できなかった場合には、この限りではない。

### 第5章 評定委員

#### (評定委員の選任)

- 第13条 T.B.T.C.の代表者は、耐震診断・耐震改修等評定業務を実施させるため、指定機関等に関する省令第64条1項、2項に定められた要件に該当する者を評定委員として選任する。
- 2 前項の評定委員は、T.B.T.C.が選任するものとする。

#### (評定委員の解任)

- 第14条 T.B.T.C.の代表者は、評定委員が次のいずれかに該当する場合は、その評定委員を解任する。
- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他評定委員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

## 第6章 雑 則

### (秘密保持義務)

第15条 T.B.T.C.の役員及びその職員並びにこれらの者であった者(委嘱に基づく評価員を含む。)は耐震診断・耐震改修等評定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

付 則 この規程は、平成19年5月1日から施行する。